

# 農地中間管理機構を軌道に乗せるための平成27年度の 取組状況と今後の方針について

---

平成28年5月

**農林水産省**

## 農地中間管理機構を軌道に乗せるための平成27年度の取組状況と今後の方針

<p style="text-align: center;">機構を軌道に乗せるための方策                      (初年度(26年度)の実績の評価・検証を踏まえて策定)                      (このうちの主要事項を平成27年6月の「日本再興戦略改訂2015」として決定)</p>	<p style="text-align: center;">27年度の取組状況と今後の方針</p>
	<p>○ 機構を軌道に乗せるための方策を推進してきた結果、県によって濃淡はあるものの、総じて言えば、初年度(26年度)の手探り状態を脱し、この方向で安定的に進めていけば人・農地の問題解決につながると実感し、自信を持って取り組む県が多くなってきているところ。</p> <p style="text-align: center;">〔 各県・機構が設定しているモデル地区の数も、 26年度の1,495地区→27年度は4,259地区に増加したところ。 〕</p> <p>○ しかしながら、まだ全県で機構が軌道に乗っているとまでは言えず、28年度も更に改善を図り、機構を軌道に乗せるために全力をあげていく方針。</p> <p style="text-align: center;">〔 アンケート調査の結果、</p> <p>○ 市町村のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年前より改善したが軌道に乗っているところまでいっていないと回答した市町村は6割</li> <li>・ 1年前と変わらないと回答した市町村は3割。</li> </ul> <p>○ 農業者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年前より改善したが軌道に乗っているところまでいっていないと回答した農業者は4割</li> <li>・ 1年前と変わらないと回答した農業者は5割。</li> </ul> <p style="text-align: center;">〕</p>

1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役員等の体制整備を求める。

全都道府県で、機構を軌道に乗せるべく、真剣に取り組んでもらうため、

- ① 初年度（平成26年度）の実績をもとに、各都道府県の機構をランク付けし、公表する。このランク付けは、毎年度実施する。
- ② 各県・機構に対し、2年目（27年度）に機構事業を確実に軌道に乗せるよう要請するとともに、実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討する。
- ③ 機構に対し、法律に則した役員体制の再構築を行い、新体制の下で、2年目の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が分かるようにする）とともに公表するよう、要請する。

- 各都道府県の機構の実績については、毎年度、ランク付けとともに公表していく方針。
- 各県・機構に対し、次のような指導等を行ったところ。
  - ・ 27年7月に改善を求める通知を发出。
  - ・ 27年9月から、各県・機構の個別ヒアリングを実施。
  - ・ 27年7月に初年度の優良事例を公表。
  - ・ 全国の機構役員等に対する研修会を3回実施。など。
- 実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みは、27年度までの機構事業の実績を踏まえ、実績公表後に配分する経営体育成支援事業から導入することとし（予算配分の際のポイントについて機構事業の実績を考慮）、今後、更に状況を見ながら対象とする予算や考慮の仕方について検討していく方針。
- 役員のうち、  
農業経営者は、26年の94人→27年は120人、  
うち農業法人経営者は、26年の29人→27年は41人、  
企業経営者は、26年の42人→27年は47人とわずかながら増加したところ。  
（全国の役員総数は26年の566人→27年は589人）
- 28年度に向けて更なる改善を検討しているところもあるが、

④ 機構に対し、質・量ともに十分な現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置を行い、その体制を公表するよう、要請する。

⑤ 機構に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果を公表するよう、要請する。

農業法人経営者や企業経営者の役員登用は十分ではなく、また、こうした役員を機構の活動推進に生かしていないところもあり、各県・機構に対し、更なる体制改善を行うよう要請する方針。

特に、27年度の実績が低調なところについては、個別要請を行う方針。

○ なお、活動方針及び役員名簿ともに9割の機構で適切な形で公表しているが、残りの機構においても適切な形で公表を行うよう要請する方針。

○ 現場でコーディネートを行う担当者（機構職員のほか委託先の職員を含む）は、26年の5,590人→27年は7,945人と増加したところ。

○ 機構・県ごとに、これまでの経験を踏まえて、市町村・農業委員会等の関係機関との望ましい役割分担のあり方を整理し、県内全体のコーディネート体制を整備するよう、要請する方針。

市町村に対するアンケート調査の結果、

- 現場のコーディネート活動の体制について、
  - ・ 1年前より改善したが、まだ十分でないと回答した市町村が3割
  - ・ 1年前と変わらないと回答した市町村が5割。
- 機構を軌道に乗せるために必要な事項として、現場のコーディネート活動の強化をあげた市町村が4割。

○ なお、全ての機構で、現場の活動体制は公表済み。

○ 毎月又は隔月に1回以上、農業者との意見交換を実施している県が9割。

意見交換の回数が不十分であったり、意見を機構の活性化に生かしていない県については、担い手農業者との意見交換をよりの確に行い、その意見を機構の活性化に積極的に活用するよう要請する方針。

- 熊本県では、意見交換の成果として、県農業法人協会と機構が協定を締結し、法人の利用農地を機構経由に切り換え、集約化のベースを作る方向で進んでおり、宮城県と宮崎県も同様の取組を行っているところ。  
こうした方式については、各県・機構に対しても紹介し、推進を図っているところ。
- ほぼ全ての機構で、意見交換の結果は公表済みであるが、残りの機構においても、公表するよう要請する方針。

2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。

(1) 市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、

- ① 市町村毎の人・農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を、県が毎年度調査の上、公表する。
- ② 市町村に対し、人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すよう、要請する。
- ③ 市町村に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うよう、要請する。
- ④ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村に対し、農業者に対するアンケート調査を再度行い、結果を公表するよう、要請する。

平成24年度以降これまでにを行ったアンケートの結果では、多くの地域では、

- ・ 総論として、将来は担い手が不十分で耕作放棄地が増大するとしながら、
- ・ 各論では、自らの経営は現状どおりとする結果となっており、

まずは総論としての地域の将来への危機感を共有し、自らの経営についてもそれに即して考えてもらうことが必要。

○ 全ての都道府県で、市町村毎の人・農地の状況を公表済み。

○ 人・農地プランが、機構に貸し付けることを希望する者のリストまで記載した本格的なプランとなっている地区数は、26年度の2,642→27年度は4,986に増加したところ。  
(全体の人・農地プランの数 26年度 12,860→27年度 13,845程度)

○ しかしながら、農地の集積・集約化を進めるには、ほとんどの地域で本格的な人・農地プランとしていく必要があり、担い手農業者との意見交換やアンケート調査の実施を含めて、更に要請していく方針。

アンケート調査の結果、

- 市町村のうち、
  - ・ 多くの地域で本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割、
  - ・ 一部の地域で本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割、
  - ・ 本格的なプランになっていないとの回答が6割。
- 農業者のうち、本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答が2割。

- ⑤ 今回の農業委員会改革で創設される「農地利用最適化推進委員」を活用して、農地の出し手の掘り起こしを行う。(平成28年度から順次施行)
- (2) 機構に対し、その役員・本部職員が、市町村や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者等と定期的に(毎月)打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理するよう、要請する。
- (3) 農地の出し手・地域に対する補助金については、当該県の担い手の利用面積の拡大分に応じて算出した金額(面積×上限単価)の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を自由に調整できるようにするなどの見直しを検討する。
- 農業委員会改革は、28年4月から施行され、委員改選期を迎えたところから順次農地利用最適化推進委員が設置される予定。(28年度に委員改選期となるのは2割の市町村)  
各県・機構に対し、推進委員が設置されたところから推進委員を積極的に活用するよう、要請する方針。
- 毎月1回以上機構の役員・本部職員と現場のコーディネータ担当者との打合せを行っている県が6割。  
まだ十分な進行管理ができていない県については、毎月打合せを行い、適切な進行管理を行うよう要請する方針。
- ( 市町村へのアンケートの結果、  
・ 機構が人と農地の状況を十分に把握していると回答した市町村は1割のみ。 )
- 農地の出し手・地域に対する補助金について、28年度より、国から各県への交付は、機構による担い手の利用面積の拡大分に応じた額(面積×上限単価)とし、その額の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を各地域の実情に応じて調整できるようにしたところ。

3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付けのインセンティブを強化する。

(1) 県知事や機構理事長が前面に立ったPRを展開するなど、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなど、機構のスキームを周知徹底する。

(2) 固定資産税など農地の係る負担について、耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討する。

(3) 農地転用利益の地域農業への還元などについて、検討を進める。

〔 現在、農村振興局において「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を行っているところであり、28年度中を目処に中間とりまとめの予定。 〕

○ 農地の受け手である担い手農業者へのPRは相当程度浸透したが、出し手へのPRはまだ十分に行き渡っておらず、下記の遊休農地の課税強化の周知徹底を含めて、更に一層のPRを徹底するよう要請する方針。

〔 アンケート調査の結果によれば、  
・ 受け手である担い手農業者の8割が機構を認識していると回答した一方、  
・ 出し手への周知については、市町村の4割、担い手の6割が、出し手はほとんど機構を認識していないと回答。 〕

○ 28年度税制改正により、遊休農地の課税強化と機構に貸し付けた農地の課税軽減が実現したところ。  
この措置を農地の出し手に周知徹底することにより、地域の農業者等の話し合いを進め、遊休農地を発生させたり放置することなく機構へ貸し付けることを推進する方針。

○ 農村振興局において「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を開催して検討を行っており、28年度中を目処に中間取りまとめを行う予定。



4. 農地中間管理機構と農地整備事業と連携のための仕組みを構築する。

- ① 26年10月21日付けの、経営局長・農村振興局長連名通知で「農地整備予算については農地中間管理事業のモデル地区内の事業を優先して配分する」こととした。  
今後、機構がらみの地域への配分を更に高める。

この結果、27年度には、関連公共予算（566億円（本格的な基盤整備事業である「農業競争力強化基盤整備事業」341億円、簡易な基盤整備事業である「農業基盤整備促進事業」225億円）のうち、3割が機構がらみの地域に配分される見込み。

- ② 27年度からは、農地中間管理機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う「非公共」の「農地耕作条件改善事業」（100億円）を創設した。

- 公共予算の農地整備事業との連携について、26年度は十分に連携できていなかったが、27年度（当初予算）では、機構がらみの地域に重点配分されたところ。
  - ・ 予算額ベースで4割（566億円のうち247億円）、
  - ・ 地区ベースで3割（2,034地区のうち608地区）。
- 28年度は、予算額ベースでは5割が機構がらみの地域に配分される見込み。
- 非公共予算の農地耕作条件改善事業（簡易な基盤整備）との連携について、27年度は全414地区で、機構事業との連携が行われたところ。
- 28年度は農地耕作条件改善事業予算を123億円確保したところであり、引き続き、当該事業を活用した担い手への農地集積・集約化を進める方針。

## 5. 農地情報の電子地図システムを構築する。

平成25年度補正予算により、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を構築した。

- ① 機構・市町村等に対し、色分けした電子地図を活用して各地域での話し合いを効果的に進めるよう、要請する。
  - ② システムが整備されたことを全国レベルで大きくPRし、新規参入希望者を含め、関係者の関心を高める。
- 27年4月に稼働した農地情報公開システムは、3割の機構で、地域での話し合いの推進に活用されたところ。
  - さらに28年4月から、バージョンアップした改良版の運用が開始されたので、各機構・市町村等に対し、これらの機能の活用による地域での話し合いを更に進めるよう、要請する方針。
  - 法人経営者などの担い手、新規就農希望者、農業参入を志向する企業などにPRを行ったところであり、今回のバージョンアップを機に、更にPRを強化していく方針。

## 6. その他

### (1) 優良事例を横展開する。

- ① 各県から優良事例を集めて、優良事例集を作成し、公表する。
- ② 26年度に続き、全県・全機構を集めて、優良事例についての研修会を行う。

### (2) 引き続き、各県・機構に、以下を強く要請する。

- ① 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果をあげること。
- ② 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
- ③ 現場でコーディネートに当たる職員等の体制（質・量）を充実させること。
- ④ 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。  
ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など）

- 初年度（平成26年度）の優良事例（36例）については、27年7月に優良事例集として公表したところ。
- 今後も、毎年、全国の優良事例を取りまとめて公表していく方針。
- 27年度は、全県・全機構等を集めた研修会を計3回開催し、優良事例の横展開を図ったところ。
- 今後も、毎年、研修会を開催していく方針。
- 引き続き、左記の事項について、各県・機構への要請を行っていく方針。

イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応

ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応

エ 基盤整備事業からのアプローチ

(3) 食料・農業・農村基本計画でも明示された担い手への各種施策の集中の方針を堅持する。

## 7. 27年度の実績等を踏まえた問題点と今後の方針

- 鹿児島県から、相続未登記の農地（同県では農地の2割）が農地中間管理機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があり、今後、全国の状況について調査を行うとともに、他省庁とも連携して相続登記の促進などの改善策を検討していく方針。